

利用者負担額について

1 区確認条例第12条第2項に規定する金額

下表に掲げる区分に該当する利用者一人1時間当たりの単価に利用時間数を乗じて得られた額とする。

区分	利用者一人当たりの単価（1時間当たり）
中野区民が中野区内の施設を利用する場合	0円
中野区民以外の者が中野区内の施設を利用する場合	国の利用料標準の額（300円）を基に、実施事業者が適切に定める額

〈備考〉

- ・中野区民以外の利用者の利用者負担額軽減等については、当該利用者の認定を行った自治体に確認すること。

2 区確認条例第12条第3項に規定する金額

特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、以下に掲げる費用の額の支払を、利用者から受けることができます。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 留意事項

区確認条例第12条第2項及び第3項について支払いを求める場合は、区確認条例第12条第4項及び第5項の規定を遵守し、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について（令和8年1月27日付け子ども家庭庁成育局長事務連絡）第3の内容を踏まえること。